

# 高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校  
 【支援内容】 ① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**  
 【支援対象となる学生】 **住民税非課税世帯** 及び **それに準ずる世帯**の学生  
 （令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象）  
 【財源】 少子化に対処するための施策として、**消費税率引上げによる財源を活用**  
**国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行**

**令和3年度予算額** 4,804億円

授業料等減免 2,463億円※  
 給付型奨学金 2,341億円  
※公立大学等及び私立専門学校に係る  
 地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

## 授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

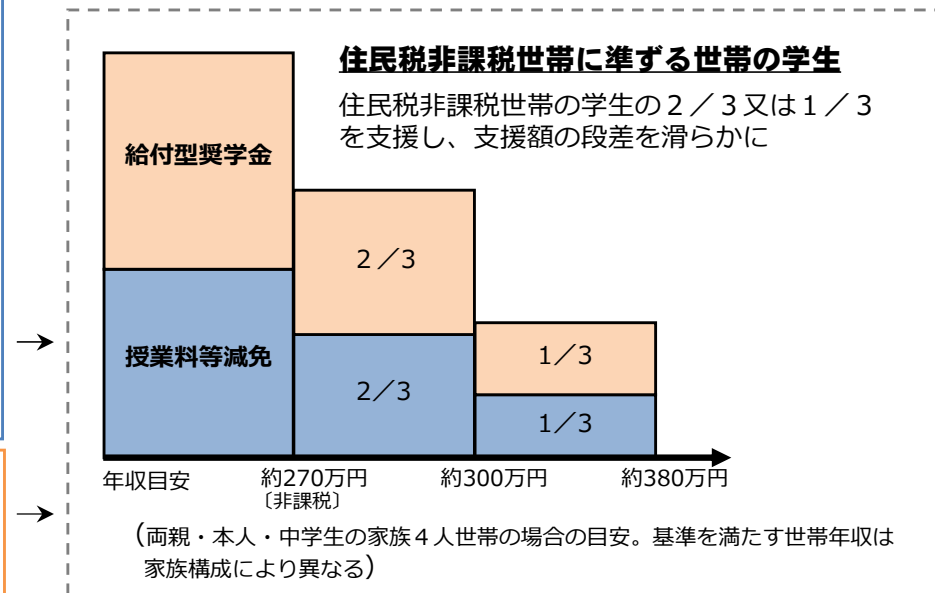
## 給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、**学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置**

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

**住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生**  
 住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



## 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

## 大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm))